

山梨県公報

号外第五十九号

平成十七年

十月六日

日
曜
木

目次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況..... |

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十七年十月六日

山梨県監査委員	長	沼	公	彦
同	早	川	正	秋
同	横	内	公	明
同	皆	川		巖

1 監査対象事項

業務委託のうち、「事務処理委託」、「調査・研究委託」、「施設管理委託」の執行状況について

2 監査の結果に関する報告の公表

平成17年3月24日付け山梨県公報号外第26号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項	講じた措置
<p>第1 委託の必要性</p> <p>(1) 新聞紙面「県庁のページ」掲載委託 委託について廃止を含め検討すべきもの 予定価格の積算が1者のみの見積もりで行われており、その業者と1者随意契約を長年にわたって続けてきていることなど、委託を継続する必要性について検討するべきである。</p> <p>(2) 県民コミュニティカレッジ事業委託 県と大学との役割分担を明らかにすべきもの 契約金額の適正性の検証が行われておらず、また、各大学の市民向け講座と重なるなど県事業として位置づけて行う必要のある事業か疑問があるので、この事業を担うべき主体について検討し、明確にすべきである。</p> <p>(3) 土地取引規制基礎調査地価動向指</p>	<p>「県庁のページ」は、平成15年度末をもって廃止した。</p> <p>委託契約金額については、平成17年度から他の類似例なども参考にしつつ、設定している。</p> <p>学習機会の提供主体として大学との連携を図っていく必要があるが、当該事業の内容について精査・検証した上で、県と大学との役割分担を明確にしていく。</p>

<p>標調査委託 委託を廃止すべきもの 地価動向が47四半期連続してマイナスであること、監視区域の全面指定解除を行っていることなどから、調査を継続して実施する必要性があったか疑問である。</p> <p>(4) 同和対策相談事業委託 委託につき廃止を含め検討すべきもの 国としての同和対策事業の扱いが変更されたという事情等を考慮して、事業終了に向けて事業費のより一層の段階的縮減を進めていくべきである。</p> <p>(5) 主要地方道茅野小淵沢葦崎線建設に伴う夏目下新田石積遺跡調査 委託業務の必要性に疑念が持たれるもの 委託料が当初の遺跡発掘調査で減額となった金額と全く同額であるなど、本委託に関しては、不要になった予算を消化するために事業化したとの批判を免れない。</p> <p>業務量の算定をすべきもの 受託者の支出内容の妥当性に関して、チェックが行われていない。 また、委託する業務量の算定について基礎となる資料の収集やその分析を十分に行い、委託料積算の妥当性を検証しておく必要がある。</p>	<p>当該事業については、平成16年度から、休止した。</p> <p>当該事業については、平成15年度以降、事業費の段階的縮減を実施してきており、平成18年度末をもって廃止する。</p> <p>今後、同様の場合にあっては、事前に業務量や業務の範囲・内容等を精査・検証した上で、発注していく。</p> <p>文化庁の指針に基づいて、積算の内訳や支出内容の妥当性など、業務全般について検証していく。</p>	<p>(6) 富士山七合目救護所開設業務委託 業務委託のあり方を検討すべきもの 8合目には別の大学による救護所があること等から、登山者の多い山岳地帯での救護所のあり方を総合的に検討すべきである。</p> <p>契約書記載事項を遵守すべきもの 看護学生の名簿提出も契約書の規定に追加すべきである。 契約書に義務付けられている救護員勤務表の事前提出、救護簿の提出をさせるべきである。</p> <p>(7) 山梨県立美術館ハイビジョンソフト作成委託 委託業務の継続の是非を検討すべきもの 作品は量も内容も十分充実したものと推察されること等から、県立美術館で制作・整備するソフトウェアの全体計画を明らかにし、今後の映像ソフト作成委託業務継続の是非について検討すべきである。</p> <p>(8) 境界保全巡視業務委託 作業の内容を見直すべきもの 隣接山林等所有者に測量図を通知し、森林簿等のデジタル化や測量等の最新の技術で境界確保を図るなどにより、「境界標の保全巡視」による境界線の管理の方法を見直すべきで</p>	<p>登山者の多い山岳地帯での救護における県や地元市町村の役割及び他の機関との連携のあり方について、検討していく。</p> <p>平成17年度から、看護学生の名簿提出について、契約書において義務付けた。 また、救護員勤務表や救護簿について、契約書どおり提出させる。</p> <p>継続的なソフト制作は、平成16年度をもって終了した。</p> <p>境界標の確認や設置など現地における保全巡視とともに、森林地理情報システムや全地球測位システムも活用し、より効率的な境界線の管理を行っていく。</p>
---	---	---	--

<p>ある。</p> <p>第2 指名競争入札</p> <p>1 形骸化していないですか</p> <p>(1) 新税務システム（県民税配当割） 開発業務委託 追加開発について競争入札の適正な実施を実現すべきもの 今後のシステムの修正等については開発業者以外の業者が業務を行うことは困難性が伴うため、競争入札の適正な実施を実現する方策を考え、委託業務の価格の競争性を確保する必要がある。</p> <p>(2) あけぼの医療福祉センター等当直及び警備業務等委託 指名業者の交代等適切な措置を講じるべきもの 落札の意思のみられない入札参加者を指名から除外し適正な指名入札競争をさせるとともに、指名業者については全体的に入れ替えを行うなど適切な措置を講じるべきである。</p> <p>契約書の内容について整備すべきもの 契約書冒頭部分における契約当事者の氏名の記載漏れがないようにすべきである。 また、「みだい体育センター設置及び管理要領並びに利用者心得」が契約書に添付されていないが、契約書に添付すべきである。</p>	<p>システムの修正等については、入札参加業者にシステムの仕様及び運用方法等の必要な情報開示を行っていく。</p> <p>平成17年度から、年度ごとに指名業者の入れ替えを図るなど、競争性の確保に努めている。</p> <p>平成17年度から、契約書冒頭部分に契約当事者を記載するとともに、「みだい体育センター設置及び管理要領並びに利用者心得」を契約書に添付した。</p>	<p>(3) 富士湧水の里水族館2階展示映像装置保守管理業務委託 指名競争入札参加業者の選定が不適切なもの 系列の4業者による指名競争入札であるなど、競争性を確保する上で適当でない。</p> <p>(4) 橋梁補修計画策定業務 契約事務の透明性の確保について留意すべきもの 比較的多数の入札であるにもかかわらず、毎年度、同一企業が落札しているため、指名業者数の拡大も含めて、契約事務の透明性・公正性の確保について工夫が求められる。</p> <p>(5) 空調設備運転・保守業務委託 清掃及び塵芥処理業務委託 指名業者の範囲拡大・入れ替え等により競争性のある方式とすべきもの 指名競争入札導入時より、指名業者の入れ替えが全く行われていないが、指名業者の入れ替え等により、より競争原理の働いた競争入札にすべきである。</p> <p>(6) 学校給食調理業務委託 指名競争入札について工夫を要するもの 指名業者が辞退するなど、競争入札の形式をとりながら、その実態は1者だけを相手に契約しているのと変わらないので、競争性のある業者</p>	<p>対応可能な業者の参入があれば、業務遂行能力等を精査・検証の上で指名に加えるなど、競争性の確保に努めていく。</p> <p>指名業者数の拡大を図るとともに、電子入札を活用するなど、透明性・公平性を確保していく。</p> <p>平成16年度から、指名業者の入れ替えを図るなど、競争性の確保に努めている。</p> <p>県内において対応可能な業者の新規参入があれば、業者の業務遂行能力等を精査・検証した上で指名に加えるなど、競争性の確保に努めていく。</p>
--	--	---	---

<p>(4) 富士ふれあいの村機械設備等管理業務委託</p> <p>仕様書と点検報告書とを一致させるべきもの</p> <p>仕様書における機械類の種類別の点検数量及び点検回数項目と点検結果報告書とが一致するように指導すべきである。</p> <p>契約書等に明確に規定しておくべきもの</p> <p>控え室等庁舎内の一定の場所を提供しているが、場所の提供及び光熱水費の負担等について契約書その他仕様書等に定められていないので、契約書において明確に規定しておくべきである。</p> <p>また、煤煙測定等については再委託されているが、無制限の再委託とならないよう、契約書に再委託に関する規定をおくべきである。</p>	<p>仕様書における機械類の種類別の点検数量及び点検回数項目と点検結果報告書が一致するよう、業者に対し指導していく。</p> <p>平成17年度から、控え室等場所の提供や光熱水費の負担について、その旨を契約書に定めた。</p> <p>また、県の承諾を受けて再委託できない旨を契約書に定め、業務の再委託が必要となった場合には、再委託を行う業務の範囲・内容等を十分調査した後、承認手続きを取る。</p>	<p>(6) あげぼの医療福祉センター及びあげぼの養護学校ボイラー運転管理業務委託</p> <p>控え室等場所の提供について契約書等に明確に規定しておくべきもの</p> <p>控え室等事務所内の一定の場所を提供しているが、場所の提供及び光熱水費の負担等について契約書その他仕様書等に定められていないので、契約書において明確に規定しておくべきである。</p> <p>(7) 県有林保全対策業務</p> <p>実態にあった契約を交わすべきもの</p> <p>特記仕様書は、成果品として「境界復元経過説明書」を提出することとしているが、境界復元経過説明書にかかる業務は、県が直接行っているために、この契約での成果品としては必要のないものである。</p> <p>委託する業務の実態にあった契約書を作成し、契約を締結すべきである。</p>	<p>平成17年度から、控え室等場所の提供や光熱水費の負担について、その旨を契約書に定めた。</p> <p>今後、同様の場合にあっては、業務内容を十分精査し、実態にあった特記仕様書を作成していく。</p>
<p>(5) ボイラー運行及び施設保守点検業務委託</p> <p>点検結果報告書の提出等契約書等において明確に規定しておくべきもの</p> <p>契約条項等において保守点検結果報告を義務付けておくべきである。</p> <p>また、休息場所等事務所内の一定の場所を提供しているが、この場所の提供について契約書その他仕様書等に定められていないので、契約書において明確に規定しておくべきである。</p>	<p>平成17年度から、契約書において保守点検結果報告の提出を義務付けるとともに、休憩・待機場所の提供や光熱水費の負担について、その旨を契約書に定めた。</p>	<p>(8) 道路交通の円滑化を図るための定数設定変更業務委託</p> <p>改善状況を警察本部で直接検査すべきもの</p> <p>委託した業務の執行状況が業者の報告書の通り改善されているかどうかを県警本部が直接検査すべきである。</p>	<p>平成17年度から、定数設定値の妥当性の判断資料として、交通量調査結果とともに信号定数変更状況のデータを提出させ、対象交差点ごとに現地検査を実施することにより、その内容を確認していく。</p>

<p>(2) 自動車二税申告書取りまとめ及び完納指導業務委託 積算については委託業務の実態に見合ったものとすべきもの 総取扱事務量の把握に必要な資料を有していないなど、積算についての合理性を認めることができないので、委託料の積算について、委託業務の実態に基づいた数値により行うべきである。</p> <p>(3) 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託 委託単価の積算根拠を入手すべきもの 委託単価は、5年間変動がなく、単価の積算内容についても把握しておらず、単価決定に関する情報を入手していないのは適切でない。</p> <p>(4) 危険物取扱者保安講習事業委託 委託経費の積算に当たり委託業務の範囲内とすべきもの 消防庁からの通知による必要にして十分な額とは別に、事務局職員に係る人件費相当額が計上されていることは、委託業務に対して過大な経費の支出であり、適正でない。</p> <p>(5) 重症心身障害児(者)通園事業委託 剰余金の返還を求めるべきもの 委託費収支計算書が会計年度の期日までに提出されておらず、また、</p>	<p>平成17年度から、総取扱事務量、人件費等について、根拠となる報告書等により確認し、積算に反映する。</p> <p>委託単価の基準となる手数料の額については、国の標準政令で定められており、過去5年間改正がない。 委託単価の積算根拠については、(財)消防試験研究センターに確認した。</p> <p>業務の内容及び事務局との関係のあり方について検討し、平成18年度から見直す。</p> <p>平成17年度から、会計年度の期日までに、委託費収支計算書の提出を受ける。</p>	<p>委託費に剰余金が生じているにもかかわらず、返還の手続きを行っていないのは適正でない。</p> <p>(6) 高齢者総合相談事業委託 専門相談の設定について柔軟な対応が必要なもの 法律相談を除いて専門相談の実績は非常に悪く、相談需要の発掘に努めるとともに、相談需要の極めて少ないものについては廃止し、新たな専門相談を実施するなど、柔軟な対応が必要である。</p> <p>(7) 基準寝具の賃貸業務委託契約 債務負担行為を定め複数年契約とすべきもの 当該賃貸業務委託契約は、事実上3年のリース契約として翌年度以降にも債務を義務付けていることから、債務負担行為を定めて3年の複数年契約を行うべきである。</p> <p>単価契約における数量実績を明確にすべきもの 発注方法及び納品についての定めがないため、仕様書等において納入量が明確になるように定めておくべきである。 積算金額を単に12分割した金額を毎月支払っており、単価契約の趣旨とは異なることから適切でない。</p> <p>(8) 飼えなくなった犬及び猫の運搬業</p>	<p>また、剰余金については、平成16年度中に返還を受けた。</p> <p>市町村窓口やイベントを通じてリーフレットを配布するなど、広報活動を行っていく。 また、平成17年度から、専門相談は、需要が極めて少ない住宅・設備、税金、医療、年金の各相談を廃止し、需要の多い法律相談と介護・看護相談を実施する。</p> <p>平成17年9月議会において制定する「長期継続契約に関する条例」に基づき、平成18年度から複数年契約を行う。</p> <p>平成17年度から、総納品数を確認するため、仕様書に納品書を提出することを義務付けるとともに、単価契約を改め総額ベースの契約とした。</p>
--	--	--	---

<p>務委託 新規購入とリース調達との比較検討を行うべきもの 県で特別車両を新規購入し業者に貸与する場合と業者がリースによって調達する場合とを比較検討し、経済的により良い方法を選択すべきである。 実質的には将来にわたって債務の負担を負うにもかかわらず債務負担行為の措置をとっていないのは適正でない。</p> <p>(9) 空調設備用自動制御機器年間保守業務委託 自動更新契約を是正すべきもの 当年度の12月31日を過ぎると、次年度契約が同一内容にて自動更新されるとなっているのは、適正でない。</p> <p>(10) 県有試験研究施設実験廃液処理委託 委託業務量に見合った積算とすべきもの 実績処理量は、契約書予定量よりも少ない状態が続いていることから、実績処理量に見合った積算とすべきである。</p> <p>(11) 境界（恩民界）保全巡視業務委託 境界保存責任の帰属する者に応分の負担を求めるべきもの 県が境界保全費用の全てを負担しているが、保護団体にも境界保存の</p>	<p>業務委託の方法等について比較検討し、最善な方法を選択していく。 また、平成17年9月議会において制定する「長期継続契約に関する条例」に基づき、平成18年度から複数年契約を行う。</p> <p>平成16年度は自動更新条項を削除する変更契約を締結し、平成17年度からは自動更新条項を削除した。</p> <p>平成17年度から、過去5か年の平均実績処理量に基づき契約予定額を算出している。</p> <p>当該条例は、保護団体に対し、境界標などの標識の保存を含め火災予防や盗伐防止などの責任を規定したものであり、県有林と民有地との境界を明瞭</p>	<p>義務があるので、恩賜県有財産管理条例に基づく各保護団体と県の境界標保存の責任分担を明確にし、それぞれが応分の負担をした上で、事業を実施すべきである。</p> <p>(12) 食肉流通合理化対策事業委託 委託内容を明確にすべきもの 県職員の派遣人件費を支払っているものの、契約書には県職員の派遣業務についての記載がなく、支出の実態と委託契約内容とが一致しないので、委託内容を明確にするとともに、県が負担する人件費とのバランスについて検討すべきである。</p> <p>(13) 農業近代化資金及び農村住宅資金の電算業務委託 委託業務量に見合った予定金額の積算を行うべきもの データ処理量が40%強減少しているにもかかわらず、電算処理時間に5年間変動がないことは不自然であり、予定金額の算定に当たっては、委託する業務量を過去のデータから的確に把握した上で行わなければならない。</p> <p>(14) 富士山マイカー規制業務委託 業務委託に係る設計・積算を実態に即したものとすべきもの 台風による被害のため駐車場予定地の整備の必要が生じたため、警備の再委託費分を減少させ調整してい</p>	<p>にし、境界侵犯等を未然に防止するための境界管理業務は、土地所有者である県の責務であることから、保護団体に経費の負担を求めることはできないと考える。</p> <p>業務の内容及びセンターとの関係のあり方について検討し、派遣人件費の計上方法については、平成18年度から見直す。</p> <p>平成17年度から、過去のデータ処理量などを精査し、当該年度に想定される業務量に見合った積算を行っている。</p> <p>平成16年度は、受託者に対しては、適正な報告を行うよう指導した。 なお、平成17年度に富士山有料道路が維持管理有料道路に移行したのに伴い、マイカー規制に関する業務は山梨</p>
--	---	--	---

<p>るが、積算価格が個別業務の処理に要する経費に見合っておらず、適正でない。</p> <p>(15) 環境影響調査業務委託 予定価格の決定方法につき改善すべきもの 3者から見積もりをとり、その平均を用いて各業務の積算単価を決定し、その平均単価を積み上げて委託額を積算したため、委託業者がこれより安く見積もりを出してきているにもかかわらず、結果としてこれより高い金額で契約したのは適正でない。</p> <p>(16) 空調設備保守業務委託 積算根拠を明確にすべきもの 仕様書において点検項目が定められているが、点検結果報告書が作成されていないため、報告書の提出を求め、これを参考として、点検にかかる時間等を検討し合理的根拠のある積算をすべきである。</p> <p>(17) 風営適正化法に基づく管理者講習及び調査業務委託 委託業務の実態に合う積算金額とすべきもの 調査員人件費や管理者的立場の職員に対する人件費の積算に当たっては、実際の業務量に見合うよう実稼動日数を反映させるべきである。</p>	<p>県道路公社自らが実施することとなるため、当該委託業務は廃止した。</p> <p>今後、設計単価について標準積算基準がない場合には、原則3者以上の見積もりを徴収し、最低値かつ仕様に合ったものを積算単価として採用する。</p> <p>平成17年度から、点検結果報告書を提出させるとともに、運転状況点検確認について実際に要する時間等を反映して積算している。</p> <p>人件費の積算については、委託業務の内容及び協会との関係のあり方について検討し、平成18年度から見直す。</p>	<p>(18) X線回折装置、蛍光X線分析装置の保守点検業務委託 積算根拠を明確にすべきもの 業者提示額から値引き交渉をし予定価格としているが、契約額の妥当性の根拠となる積算は行われていないので、保守点検にかかる人件費、部品交換費用、部品耐用年数のデータを蓄積し、検証することよりの確な積算をすべきである。</p> <p>(19) 甲府養護学校他消火栓設備等保守点検委託 不合格判定の消火用ホースの点検が不経済支出となっているもの 上期に不合格の判定が出たホースについて、下期に点検委託したことによる費用の支出が不経済なものになっており適切でない。</p> <p>(20) 県有競技用馬飼育管理委託 予定価格の積算を適切に行うべきもの 委託料の算定は、競技用馬の飼育に掛かる費用を実際の飼育状況を基礎に人件費単価、諸経費等を積み上げて算定すべきものであり、委託すべき業務の範囲等基本に立ち返っての見直しが必要と考える。</p> <p>(21) 博物館収蔵資料のカード作製業務委託 業務委託の設計が適切を欠くもの 受託者以外に業務を行うことがで</p>	<p>平成17年度から、保守作業にかかる人件費、部品交換費用、部品耐用年数について、過去の実績を分析し積算している。 今後は、これらのデータを蓄積・検証することにより、積算に活用していく。</p> <p>点検の結果不合格となったホースについては、速やかに交換していく。</p> <p>業務の内容及び財団との関係のあり方について検討し、平成18年度から見直す。</p> <p>今後、同様な場合にあっては、対応可能な業者の参入があれば、その業務</p>
--	---	---	---

<p>きないとして1者随意契約としたが、その理由は説得力に乏しい。</p> <p>また、既に博物館の学芸員が確保されている状況を踏まえて、直営での処理の可能性を検討し、真に必要と判断できる場合にのみ委託するものでなければならない。</p> <p>2 契約書式</p> <p>(1) 山梨県ナースセンター事業委託</p> <p>契約書に要綱及び要領を添付すべきもの</p> <p>事業実施に当たっての事業指針及び具体的な詳細事項を示した山梨県ナースセンター委託事業実施要綱及び同要領が、契約書に添付されていないのは適正でない。</p> <p>契約に従って全体の事業実施報告書を提出させるべきもの</p> <p>ナースセンター事業の一部の事業であるナースバンク事業の実施報告書しか提出されていないにもかかわらず、委託料を精算することは適正でない。</p> <p>(2) 障害児(者)地域療育等支援事業委託</p> <p>契約書において契約額を明記すべきもの</p> <p>契約書に添付されていない実施要綱に契約金額を委任することなく、国庫補助単価を契約単価として契約</p>	<p>遂行能力等を精査・検証の上で指名に加えるなど、競争性の確保に努めていく。</p> <p>また、博物館収蔵資料のカード作成業務については、博物館の開館に伴う膨大なカード作成のため委託としたものであり、開館以降については学芸員がその作成に従事していく。</p> <p>平成17年度から、契約書に山梨県ナースセンター委託事業実施要綱及び同要領を添付した。</p> <p>平成17年度から、全事業の実施報告書を提出させる。</p> <p>平成17年度から、国庫補助単価を契約単価として契約書に明記した。</p>	<p>書に明記すべきである。</p> <p>契約書に実施要綱を添付すべきもの実施要綱が仕様書の役割を持っていることなどから、委託契約書に実施要綱を添付していないのは適正でない。</p> <p>(3) 知的障害者生活支援事業委託</p> <p>契約書に契約額を明記すべきもの</p> <p>契約書にも契約額を委任した実施要綱にも金額を明記されていないが、国庫補助単価によって契約額を算定し、契約書に明記すべきである。</p> <p>契約書に実施要綱を添付すべきもの</p> <p>実施要綱が仕様書の役割を持っていることなどから、委託契約書に実施要綱を添付していないのは適正でない。</p> <p>(4) 保育士登録業務委託契約</p> <p>手数料の収納委託について県公報で告示すべきもの</p> <p>保育士登録業務の委託と併せて手数料の収納を委託しているが、この旨を告示し、かつ、納入義務者の見やすい方法による公表を行っていないのは適正でない。</p> <p>3 履行指導・検査</p> <p>(1) 心身障害者小規模作業所支援事業委託</p>	<p>平成17年度から、契約書に実施要綱を添付することとした。</p> <p>平成17年度から、国庫補助単価を契約単価として契約書に明記した。</p> <p>平成17年度から、契約書に実施要綱を添付した。</p> <p>平成17年度から、県公報により告示を行っている。</p>
---	--	---	--

<p>機器保守業務委託 委託契約と実態との間にずれがあるもの</p> <p>契約書で再委託を禁じておりながら、受託業務の再委託を行っているが、一部でも再委託が認められる部分があるならば、それに対応できる契約条項を盛り込むなどの措置を講じるべきである。</p> <p>(3) 観光振興戦略策定調査委託 再委託の手続きに疑問のあるもの 契約条項には再委託禁止条項はないが、契約金額の19.4%が再委託されており、再委託について検討の上承認する仕組みを契約書上に明らかにし、手続きをすべきである。</p> <p>(4) 富士山環境対策調査業務委託 再委託手続きを行うべきもの 契約金額の82.4%が再委託されており、1者随意契約とする理由に乏しいので、競争入札によるべきである。 また、再委託は契約書に規定がないが、再委託を認める必要がある場合は契約条項に明確に定め、手続きを的確に行うべきである。</p> <p>(5) 山梨ガイドマップ改訂版作成業務委託 再委託の扱いについて検討すべきもの 再委託は契約書で禁止されているが、製本作業部分について再委託を</p>	<p>平成16年度は再委託を可能とする変更契約を締結し、平成17年度からは県の承諾を受けて再委託できる旨、契約書に定めた。</p> <p>業務の再委託が必要となった場合には、再委託を行う業務の範囲・内容等を十分調査した後、承認手続きを取る。</p> <p>今後、同様の場合には、指名競争入札やプロポーザル方式等による契約とし、競争性を確保していく。 また、県の承諾を受けて再委託できる旨定めるとともに、再委託が必要となった場合には、再委託を行う業務の範囲・内容等を十分調査した後、承認手続きを取る。</p> <p>県の承諾を受けて再委託できる旨定めるとともに、業務の再委託が必要となった場合には、再委託を行う業務の範囲・内容等を十分調査した後、承認</p>	<p>行っており、再委託が必要であるならば、契約上にその旨を明確にしたうえで、手続きをとらせるべきである。</p> <p>(6) 中山間地域総合整備事業・富士北麓水源の里換地業務委託 田園居住空間整備事業（富士吉田地区）換地業務委託 再委託手続きを行うべきもの 契約書において、再委託する場合は県の承諾を得なければならないとしているが、承諾の手続きがなされていない。</p> <p>委託先の選定を検討すべきもの 受託者は県土地改良事業団体連合会に業務を再委託しているが、県営換地計画等業務委託要領は、委託先として同連合会も挙げていることから、同連合会に直接委託できないか検討すべきである。</p> <p>(7) 松くい虫被害地調査・森林所有者調査等業務委託 再委託の手続きを適正にすべきもの 契約書の条項により再委託の承認についても書面によることが求められるが、書面に残していないので、契約書記載のとおり書面による手続きを行うべきである。</p> <p>(8) 行政情報ネットワーク監視業務委</p>	<p>手続きを取る。</p> <p>委託先の市町村から再委託協議書の提出を求めるとともに、再委託に当たっては、契約書に則り県の承諾を得るよう指導した。</p> <p>土地の権利関係を扱う換地業務は、地元の状況を把握し事業計画の策定に中心的な役割を担う市町村に委託することが適当であり、市町村への技術支援を目的に設置された県土地改良事業団体連合会に対しては、専門的な分野について必要と認められる場合に、再委託を承認していく。</p> <p>今後、同様の場合にあっては、書面による承認手続きを取る。</p>
---	--	--	---

<p>託 再委託の承認手続きをとっていないもの</p> <p>業務の一部を他の業者に再委託する場合は県の承諾を得ることとなっているが、受託者からは下請先業者名、再委託内容、再委託金額等を把握するための書類が提出されていないので、これらの資料を提出させ検証し、その上で再委託の承認手続きをすべきである。</p> <p>第7 清掃業務委託</p> <p>(1) 総合女性センター館内清掃及び設備保守業務委託</p> <p>より競争性のある契約手続きとすべきもの</p> <p>過去4年間の指名参加業者は3者であるが、財務規則は、なるべく5人以上の入札者を指定しなければならないと規定しており、適正でない。</p> <p>予定価格の積算を適切に行うべきもの</p> <p>前年度の受託業者の見積りのみを参照して積算しているが、県には清掃・設備保守の多くの委託実績があるので、人工等の情報などを参考に、設計・積算のよりどころとなる基準を策定すべきである。</p> <p>(2) 女子短期大学清掃業務委託</p> <p>指名競争入札の透明性を図るべきもの</p>	<p>業務の再委託が必要となった場合には、再委託を行う業務の範囲・内容、再委託先の業務遂行能力等を十分調査した後、承認手続きを取る。</p> <p>平成17年度から、5者以上の業者を指名している。</p> <p>庁舎等の清掃業務委託の設計・積算の基準を設け、平成18年度から取扱いの統一を図る。</p> <p>平成17年度から、指名業者の拡大を</p>	<p>の</p> <p>5年間同一の業者が落札しているが、落札業者以外はいずれも前年度の契約額を超えた入札金額となっており、不自然な入札結果であるので、指名業者の拡大、指名業者の入れ替え等を行い競争入札の透明性を図るべきである。</p> <p>(3) 清掃業務委託</p> <p>より競争性のある契約方法とすべきもの</p> <p>指名業者は、過去5年間、全て同じ業者であるので、より競争性のある契約方式とするよう指名業者の入れ替えを行うなど、工夫すべきである。</p> <p>予定価格の積算に工夫が求められるもの</p> <p>積み上げた金額から値引き率と称して46%を減額し積算額としているが、過去5年間落札できていることからみても積算に不合理があると思われるので、過去の実績から入手できるデータを参考にした適切な積算とすべきである。</p> <p>(4) 山梨県立美術館清掃業務委託</p> <p>指名業者の入れ替え等により競争性を高めるべきもの</p> <p>過去落札業者は同一であり、落札率も高く、指名競争入札のメリットが発揮されていないので、指名業者</p>	<p>図るなど、競争入札の透明性の確保に努めている。</p> <p>平成16年度から、指名業者の入れ替えを図るなど、競争性の確保に努めている。</p> <p>庁舎等の清掃業務委託の設計・積算の基準を設け、平成18年度から取扱いの統一を図る。</p> <p>平成17年度から、指名業者の入れ替えを図るなど、競争性の確保に努めている。</p>
--	--	---	---

<p>の拡大、指名業者の入れ替え等を行い、実質的な競争性のある契約とすべきである。</p> <p>(5) 本館及び構内清掃業務委託 別館ほか清掃業務委託 県民情報プラザ清掃業務委託 委託契約における人件費等経費積算に当たり統一的な基準を設けるべきもの</p> <p>事務所等において、人件費の基礎額、消耗品費等物件費、諸経費等の加算の有無、諸経費等率の違いなどがあり、その取扱いに統一性を欠いているのは妥当でないので、委託契約の経費積算について統一的基準を設けるべきである。</p> <p>(6) 富士吉田合同庁舎清掃委託 委託契約における定期清掃経費の積算に当たり統一的な基準を設けるべきもの</p> <p>定期清掃経費の積算に当たっては、面積単価や諸経費等の取扱いに統一性を欠いているのは適切でないので、全庁的に整合性をもたせるように、委託契約の経費積算について統一的基準を設けるべきである。</p> <p>(7) センター清掃管理業務委託 定期清掃積算において面積等を算定基礎とすべきもの 清掃業務量の算定基礎となる清掃面積の表示がなく、清掃区分をしな</p>	<p>庁舎等の清掃業務委託の設計・積算の基準を設け、平成18年度から取扱いの統一を図る。</p> <p>庁舎等の清掃業務委託の設計・積算の基準を設け、平成18年度から取扱いの統一を図る。</p> <p>平成17年度から、清掃面積と清掃区分について、仕様書及び積算書に明示している。</p>	<p>いまま一律に定額で積算されているのは適切でないので、清掃面積を仕様書及び積算書において明確に表示すべきである。</p> <p>(8) 山梨県立文学館清掃委託 予定価格の積算方法を検討すべきもの</p> <p>県の施設の清掃委託の積算の考え方をみると、県行政職人件費を基準に積算しているもの、過去の業者見積額を基準に積算しているもの、積算資料で清掃員人件費単価を基準に積算しているものと異なる方法によっているが、積算方法の共通性を検討し、適正な積算方法による予定価格の算出をすべきである。</p> <p>第8 システム関連委託 (1) 公共事業等事前評価システム開発調査業務委託 委託範囲の設定・契約方式を検討すべきもの</p> <p>同一年度内の事業として「基礎調査」と「開発調査」を行うのであれば、「基礎調査」と「開発調査」を一体とした業務委託として設計・積算し、競争性のある契約方式を採用すべきである。</p> <p>(2) 電子自治体システム構築支援業務委託 委託事業化に当たり範囲を明確にするべきもの</p>	<p>庁舎等の清掃業務委託の設計・積算の基準を設け、平成18年度から取扱いの統一を図る。</p> <p>今後、同様な場合にあつては、一体とした契約方法により発注するよう努める。</p> <p>今後、同様な場合にあつては、計画段階において業務範囲、工程などを十</p>
---	--	---	---

<p>前年度コンサルティング業務の下請けをした業者を相手方とする1者随意契約をしたが、事前に業務委託の範囲を明確にしたうえで事業化し、可能な限り、競争性のある契約方式とするよう努めるべきである。</p>	<p>分に精査・検証し、全体計画を明確にした上で一体として発注するよう努める。</p>	<p>(5) 財務会計システム維持管理業務委託</p>	<p>を進める。</p>
<p>(3) WAN構築支援業務・WAN独自開発支援業務</p>	<p>平成17年度から、仕様書に具体的な委託業務内容及び開発業務を明記するとともに、年度毎の計画及び計画達成率等を明記した山梨県警察WANシステム事業計画を策定し、事業の完了時期を明らかにした。</p>	<p>設計・積算を的確に行うべきもの システムエンジニア単価を発送物の封入封緘作業等システムエンジニアの能力を要しないと思われる全ての委託業務に適用しているため、所要人月の正確な見積もりと同時に、月額単価も作業に見合ったものとすべきである。</p>	<p>平成17年度から、前年度の実績を参考にするとともに、当該年度に想定される業務量の増減を勘案して工数積算を行っている。 また、バッチ処理・出力帳標の裁断・封入封緘等の業務については、積算単価を見直した。</p>
<p>事業計画を明らかにし進捗状況を把握すべきもの 仕様書に年度ごとに具体的アプリケーションソフト開発名の取り決めがなく、委託業務内容が明確となっていないとともに、8年経過しているが、完了時期が明らかになっていない。 また、一部業務について実質的に再委託となっているが、契約条項による承認をしたことが書面により確認できない。</p>	<p>また、契約書に再委託する場合の申請書の提出及び承認書の交付について規定した。</p>	<p>また、軽微なシステムの修正・変更に係る業務量は、前年度以前からの各種報告で対象業務量がどの程度かを把握できるので、設計・積算については、過去の実績を踏まえて的確に行うべきである。</p>	
<p>(4) 新税務システム（県民税配当割）開発業務委託</p>	<p>積算の統一的な手法は、全国的にも確立されたものがない状況にあるので、当面は、情報政策課において、開発・維持管理業務の経費の妥当性を確認していく。</p>	<p>(6) 県ホームページ新検索システム構築業務委託 業務内容に応じたシステムエンジニアの単価設定をすべきもの</p>	<p>積算の統一的な手法は、全国的にも確立されたものがない状況にあるので、当面は、情報政策課において、開発・維持管理業務の経費の妥当性を確認していく。</p>
<p>システムエンジニア（SE）の技術レベルに応じた単価設定を行うべきもの システムエンジニアの1人月の単価について、見直しを行っておらず、また、システムエンジニアの技術的レベルについても考慮はしていないので、業務内容により複数設定とすべきである。</p>	<p>さらに、他県の先進事例の調査や、実績の分析とデータ蓄積を行い、予算執行時に使用可能なシステムエンジニア等の技術レベルや業務内容に応じた単価や積算基準を設定するための検討</p>	<p>客観性のある積算を実現することが困難な状況にあるので、今までの関連情報の蓄積を生かしながら、委託する業務の内容に応じたシステムエンジニア単価を設定すべきである。</p>	<p>さらに、他県の先進事例の調査や、実績の分析とデータ蓄積を行い、予算執行時に使用可能なシステムエンジニア等の技術レベルや業務内容に応じた単価や積算基準を設定するための検討を進める。</p>
		<p>(7) 技術SE業務委託</p>	

<p>(12) 旅費システム維持管理業務委託 予定価格の積算を委託業務の実態に即したものとすべきもの システムエンジニアの常駐実績は積算日数と比較すると大幅に少ないので、予定価格の積算に当たっては、過去の実績を参考にしながら、常駐日数の妥当な規模を設定すべきである。</p> <p>(13) テクニカルサポート業務委託 業務の統合につき検討すべきもの 情報通信系基盤に係る業務委託については、個別の業務として別々に委託されているが、整理統合して、合理的・効率的な利活用ができる体制を確立すべきである。 また、委託の内容業務もいくつかの種類に分かれているが、一連の業務として統合可能なものについては統合し、全体の把握がしやすく、コントロールしやすい枠組みとするよう検討されたい。</p> <p>(14) 土木設計積算システム保守・運用支援業務委託 市町村にも負担を求めべきもの 当該システムは、県、市町村等が同時に導入したにもかかわらず、ソフトウェアのカスタマイズ・運営支援費の一部について、市町村は負担していないので、適正でない。</p>	<p>平成17年度から、過去の実績を参考に、予定される作業内容に即して積算する。</p> <p>平成17年度中に、各業務内容や現状での課題を整理するとともに、業務の整理統合の可否及びこれに伴う経費節減効果等について検討し、平成18年度から、この検討結果を踏まえた合理的かつ経済的な形での委託を実施する。</p> <p>平成17年度に、システムを利用している市町村等と協議し、今後の運営支援費等のあり方について検討する。</p>	<p>第9 警備業務委託</p> <p>(1) 警備委託（総合農業試験場外47施設） 警備委託（南巨摩合同庁舎外10施設） 警備委託（福祉プラザ外4施設） 機械警備委託契約について一定期間経過ごとに競争入札すべきもの 出先庁舎の機械警備委託契約については、初年度に指名競争入札により受託者を決定し、翌年度以降は年度ごとに1者随意契約としているが、自動警報装置等機械設備の償却年限等の一定期間で区切り、一定期間が経過するごとに競争入札を行うべきである。 また、債務負担行為制度を利用した複数年契約を導入すべきである。</p> <p>(2) 県民情報プラザ警備業務委託 委託契約の積算方法について検討改善すべきもの 人的警備を実施している委託契約の積算は、人件費算定の基礎、諸経費の取扱い等について、庁内で統一的方法では行われておらず、適切でない。</p> <p>(3) 県立学校及び教育施設等の夜間機械警備業務委託 競争性のある契約方式について検討すべきもの 警備設備の耐用年数を考えれば、一定期間ごとに競争入札に付するこ</p>	<p>平成18年度から、機器の耐用年数や減価償却などの期間が経過した施設について競争入札を行うとともに、平成17年9月議会において制定する「長期継続契約に関する条例」に基づき複数年契約を行う。</p> <p>庁舎等の警備業務委託に係る人的警備の経費算出については、積算の基準を設け、平成18年度から取扱いの統一を図る。</p> <p>平成18年度から、機器の耐用年数や減価償却などの期間が経過した施設について競争入札を行うとともに、平成17年9月議会において制定する「長期</p>
--	---	---	--

<p>とは可能なはずであり、より競争性のある契約方法の導入を検討すべきである。</p>	<p>継続契約に関する条例」に基づき複数年契約を行う。</p>	<p>保守点検業務委託 火災報知設備等の点検結果について適時適切な措置を講じるべきもの 平成15年度の前期で改善事項とされた事項で改善されないまま、後期においても再度改善事項とされているものがあり、適正でない。</p>	<p>未改善の事項については、改善を行った。 今後は、点検結果報告に基づき、迅速な対応を図る。</p>
<p>第10 成果品 (1) 県政だより「ふれあい」点字版・テープ版制作配布業務委託 成果品の納品・配布の手順を明確にすべきもの 契約書は、県が納入された成果品を検査し県の指示により配布することとしているが、実際には、県は成果品の配布先の指示をしておらず、委託業者から購読者へ直接配布されており、配布先、配布部数等の事実も把握していないのは適切でない。</p>	<p>平成17年度から、点字版及びテープ版の需要について事前に把握し、委託先に対して配布を指示している。</p>	<p>(5) 自家用電気工作物保安管理業務委託 電気工作物の点検結果について適時適切な改修等を行うべきもの 前年度末の点検結果報告の改修等事項について、多くが未改善のままであるのは適正でない。</p>	<p>未改善の事項については、改善を行った。 今後は、点検結果報告に基づき、迅速な対応を図る。 なお、発電始動用蓄電池については、点検結果報告が「交換を推奨」であることから、定期的な点検を行い、不具合が発生した段階で速やかに交換等を行う。</p>
<p>(2) 本館他消防設備保守点検業務委託 消防設備の点検結果について適時適切な措置を講じるべきもの 前年度の点検結果報告における改善要請事項について、未改善のものがあるのは、適正でない。</p>	<p>未改善の事項については、改善を行った。 今後は、点検結果報告に基づき、迅速な対応を図る。</p>	<p>(6) 山梨県8020運動推進特別事業委託 委託事業について数量化による評価をする必要があるもの 委託事業に対する事業効果について、一定期間を通じて追跡調査をするなど、数量化による評価を行うとともに、その事業効果を福祉保健行政に反映させるべきである。</p>	<p>平成17年度から、アンケート調査や実態調査を実施することにより、事業成果達成度合いの指標化に努めていく。</p>
<p>(3) あげばの医療福祉センター他消火栓設備等保守点検業務委託 消火栓設備等の点検結果について適時適切な措置を講じるべきもの 前年度の点検結果報告における改善要請事項について、未改善のものがあるのは、適正でない。</p>	<p>未改善の事項については、改善を行った。 今後は、点検結果報告に基づき、迅速な対応を図る。</p>	<p>(7) 育精福祉センター機械設備運転及び保守管理業務委託 改善要請事項について早急に適切な措置を講じるべきもの 保守点検報告書の改善要請につい</p>	<p>未改善の事項については、改善を行った。 今後は、点検結果報告に基づき、迅速な対応を図る。</p>
<p>(4) 北都留合同庁舎他火災報知設備等</p>			

<p>て、早急に適切な措置を講じるべきである。</p> <p>(8) 冷温水空調機器保守点検管理業務委託</p> <p>保守点検報告書による指摘事項について適切な措置を講ずべきもの</p> <p>後期保守点検報告書に自動制御器の交換が必要と報告されているが、その内容確認及び修繕等の措置が講じられていないのは適正でない。</p> <p>契約書の条項について改善すべきもの</p> <p>契約書において再委託することはできないとしているにもかかわらず、再委託していることは適正でないもので、一部再委託が必要なものがある場合には、契約書に定めるべきである。</p> <p>また、指名業者の選定に当たっては、業者の業務処理能力を的確に把握したうえで選定すべきである。</p>	<p>速な対応を図る。</p> <p>未改善の事項については、既に対応済みである。</p> <p>今後は、点検結果報告に基づき、迅速な対応を図る。</p> <p>当該業務のうち製造メーカー以外に処理できないものについては、平成17年度から、県の承認を条件に再委託できる旨、契約書に定めた。</p> <p>また、指名業者については、業務遂行能力等を十分精査・検証し、選定していく。</p>	<p>るべきもの</p> <p>観測野帳は仕様書どおりの業務が行われたかを検証するための重要な証拠資料であるので、測定結果が転記された報告書だけでなく、仕様書どおり野帳の現物を提出させるべきである。</p> <p>(10) 埋蔵文化財センター出土品データベース作成業務委託</p> <p>業務委託の成果品の利活用を検討すべきもの</p> <p>実施した遺跡発掘調査報告書のすべてをデータベース化したことから、今後の課題として、インターネット上での利用のための方策を検討する必要がある。</p> <p>第4部 総括</p> <p>1 あまりにも高い1者随意契約比率について</p> <p>1者随意契約の比率が圧倒的に多く、競争性を確保することによってのみ契約金額の妥当性が担保されるような案件についての随意契約方式による発注は、疑問を呈さざるを得ない。</p> <p>また、全庁的に適用できる随意契約に関する処理基準等が定められていないため、方策等を検討していくべきと考える。</p>	<p>を添付させる。</p> <p>インターネットでの利用のためには、更に多くの経費を必要とするため、その導入の可能性について検討していく。</p> <p>価格による競争性を確保することができると思われる業務の類型化など検討していくとともに、契約方法の妥当性についても、支出負担行為伺いの審査業務等においてチェックしていく。</p> <p>また、平成14年度に随意契約の指針となる「随意契約の厳正な執行について」を全庁に通知し、その適正な運用についても周知してきたところであるが、さらに、その周知徹底を図っていく。</p>
<p>(9) 河川流量測定業務委託</p> <p>正確に積算すべきもの</p> <p>車両燃料に係る積算について、土木部発行「設計業務等標準積算基準書」を参考にガソリン代を1時間あたり2.9リットルで積算すべきところを1日あたり8.7リットルで積算した結果、過大となっている。</p> <p>仕様書どおりの成果品を提出させ</p>	<p>平成17年度から、「設計業務等標準積算基準書」の諸経費早見表を参考に算出している。</p> <p>平成17年度から、仕様書どおり野帳</p>	<p>2 形骸化している競争入札について</p>	

